

# 高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令等について

国土交通省 道路局 路政課 高速道路課

## はじめに

平成 27 年 11 月 18 日、「高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令」及び「高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、同日から施行されました。本政省令においては、国土交通大臣が高速自動車国道の整備計画を変更しようとする際に国土開発幹線自動車道建設会議の議を経なければならない事項から暫定 2 車線区間の 4 車線化等を除くこととする改正が行われました。

ここでは、この改正の背景及び内容について紹介します。

## 1 背景

国土交通省では、4 車線で整備を行う高速自動車国道の一部について、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成する、いわゆる「暫定 2 車線」方式を活用して、高速自動車国道のネットワークの形成を進めてきました。

しかし、このような暫定 2 車線区間については、①対面交通の安全性や走行性、②大規模災害時の対応、③積雪時の狭隘な走行空間等といった点において課題を有していることから、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会の中間答申（平成 27 年 7 月 30 日）においても、暫定区間の車線数の増加にあたっては、「透明性を確保しつつ、機動的に対応することが必要である」と指摘されているところです。

【参考】社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会「高速道路を中心とした『道路を賢く使う取組』の中間答申（平成 27 年 7 月 30 日）（抄）

### 1. 道路をより賢く使うための取組

#### (2) 賢く使う取組を支えるために進める施策

##### 1) 主要幹線ネットワークの強化

##### ② 暫定 2 車線区間の賢い機能強化

- 高速道路における暫定 2 車線区間については、諸外国にも例を見ない特殊な構造であり、対面交通の安全性や走行性、大規模災害時の対応、積雪時の狭隘な走行空間を考慮して、その状態を長期間継続すべきではない。
- 単に 4 車線化に取り組むだけでなく、低速車両対策等として効果的な追越車線の設置や 3 車線運用など、道路を賢く使う観点を踏まえながら、本来の機能を確保するための工夫が重要である。
- なお、暫定区間の車線数の増加にあたっては、2 車線運用時の交通状況を踏まえつつ、運転者の安心や快適性、走行性を高める観点から、透明性を確保しつつ、機動的に対応することが必要である。

この中間答申を踏まえ、暫定2車線区間の4車線化等について、第三者委員会での議論等の透明性の確保策を前提としつつ、交通量の増大等を勘案して機動的に対応することが可能となるよう、高速自動車国道の整備計画の変更に係る手続の見直しを行うこととしました。

## 2 高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令について

- (1) 高速自動車国道の整備にあたり、国土交通大臣は、国土開発幹線自動車道建設会議（以下「国幹会議」という。）の議を経て、整備計画を策定することとされており、これに従って、国土交通大臣又は高速道路株式会社が整備を行うこととされています。
- (2) 具体的に整備計画に定める事項については、高速自動車国道法施行令第2条第1項において、①経過する市町村名、②区間ごとの車線数、③区間ごとの設計速度、④連結位置及び連結予定施設、⑤工事に要する費用の概算額及び⑥その他必要な事項とされており、同条第4項の規定に基づき、④の一部と⑥とを除き、国幹会議の議を経なければならないとされています。
- (3) 今般の改正により、(2) ②及び⑤のうち、整備計画を変更しようとする場合における次に掲げる事項については、国幹会議の議を経なくてもよいこととしました。
  - i) (2) ②の「区間ごとの車線数」のうち以下のもの  
全国的な高速自動車交通網の形成に及ぼす影響が軽微なものとして国土交通省令で定めるもの
  - ii) (2) ⑤「工事に要する費用の概算額」のうち以下のもの  
減額に係るもの及び天災による工期の延長その他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由による増額（国土交通省令で定める範囲内のものに限る。）に係るもの

## 3 高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令について

2. で述べた高速自動車国道法施行令の改正により、
  - ① 2. (3) i) の全国的な高速自動車交通網の形成に及ぼす影響が軽微なものとして国土交通省令で定めるもの
  - ② 2. (3) ii) の国土交通省令で定めるやむを得ない事由
  - ③ 2. (3) ii) の国土交通省令で定める範囲内の増額については、国土交通省令に委任することとされました。これに伴って、①、②及び③のそれぞれについて、以下のとおり規定することとしました。
  - (1) ①については、「整備計画に車線の暫定的な整備に係る記載がある場合における当該記載の変更又は削除に係る事項」を規定しています。これは暫定2車線区間の4車線化等を想定しています。
  - (2) ②については、以下の4つの場合を規定しています。
    - i) 天災その他不可抗力による工期の延長
    - ii) 物価その他の経済事情の変動
    - iii) 新設又は改築する高速自動車国道の存する地域の地形又は地質の状況を踏まえた工法の変更
    - iv) 暫定2車線の4車線化等
  - (3) ③については、国土交通大臣が、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴いて、増額の事由に応じて必要と認める範囲内の増額と規定しています。